

郵送による戸籍証明書等請求書

河南町長 様

1. 請求される方はどなたですか

年 月 日

請求者は	住 所			
	ふりがな 氏 名	Ⓜ	明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	請求者と筆頭者との関係は	本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫・その他（ ）		
	日中連絡のとれる電話番号	()	—	自宅・携帯・職場
		()	—	自宅・携帯・職場
通信欄 最近 1 か月以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 月 日に 市・区・町・村へ（ ）の届出を提出。				

2. どなたの証明書が必要ですか

必要な戸籍は	本籍地番	河南町		
	筆頭者氏名		明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	対象者氏名		明・大・昭・平・令 年 月 日生	

3. 必要な証明書はどれですか（下記の手数料は河南町での金額です。）

必要な証明は	証明書の種類		手数料	通数	備考 どのような証明内容が必要ですか 例) ○○の死亡の記載、○○の 10 歳頃から亡くなるまでの記載、△△市～□□町までの住所の履歴等
	戸 籍	全部事項（謄本）	4 5 0 円	通	
		個人事項（抄本）	4 5 0 円	通	
	除 籍	全部事項（謄本）	7 5 0 円	通	
		個人事項（抄本）	7 5 0 円	通	
	(平成・昭和) 改製原戸籍	全部事項（謄本）	7 5 0 円	通	
		個人事項（抄本）	7 5 0 円	通	
	戸籍の附票 (※)	全部事項（謄本）	3 0 0 円	通	
		個人事項（抄本）	3 0 0 円	通	
	原戸籍附票 除籍附票(※)	全部事項（謄本）	3 0 0 円	通	
		個人事項（抄本）	3 0 0 円	通	
	身分証明書	後見登記等	3 0 0 円	通	
		破産	3 0 0 円	通	
上記 2 項目		6 0 0 円	通		
その他（ ）		円	通	※附票については以下の項目の記載が必要な場合は□に✓を入れてください。 □ 戸籍の表示（本籍・筆頭者） □ 在外選挙人名簿登録市町村名	

4. 使用目的と提出先をお知らせください。

(具体的に記入してください。)

提出先：

○送付していただくもの（□にチェック[☑]を入れてください。）

□郵送による戸籍証明書等請求書(この用紙)

□手数料(郵便局の定額小為替で、お釣りのないようにご用意ください。切手、印紙等の受け取りはできません。)

□請求者の名前が載っていない戸籍を請求するときは親族関係や利害関係を証明できる書類等を同封してください。

□返信用封筒(切手を貼り、住所・氏名を表書きしてください。送付先は請求者の住所地になります。)

□請求者本人の現住所が確認できる書類(運転免許証・個人番号カード・健康保険の資格確認書・在留カード・特別永住者証明書など)の写しを同封してください。通知カードは本人確認書類として使用できません。

(裏面の請求方法もご覧ください。)

戸籍証明書等の郵送請求の方法

《お送りいただくもの》

- ① **申請書(郵送による戸籍証明書等請求書)**: 必要事項をすべて記入してください。
- ② **手数料**: 郵便局で定額小為替をご購入し、何も記入しないで同封してください。定額小為替はお釣りのないように購入してください。切手、印紙等の受け取りはできません。
- ③ **返信用封筒**: 送付先はご自宅の住所地(返送先は請求者の住所登録地に限られます。)を記入し、切手を貼ってください。料金が不足する場合には「不足料金相手方払い」扱いで返送します。多数請求される場合は、大きめの封筒と多めの切手を同封してください。
- ④ **請求者の本人確認ができる証明書の写し**: 運転免許証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書など、請求者の名前と住所、生年月日等が確認できる官公署が発行したものの写しを同封してください。(平成20年5月1日から住民票や戸籍の証明の請求の際には、請求者の本人確認が法律で義務づけられました。)なお、通知カードは本人確認書類として使用できません。
- ⑤ **必要な戸籍との続柄がわかる資料**: 請求者(または委任者)の名前が載っていない戸籍や除籍・改製原戸籍等をさかのぼって請求される場合には、請求者(または委任者)との続柄がわかる戸籍謄抄本等の証明書の写しを同封してください。
- ⑥ **使用目的を説明する資料**: 第三者(本人、配偶者、直系尊属卑属以外の人)による請求の場合は、使用目的を説明する資料を同封してください。プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。また、戸籍法・住民基本台帳法により偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は罰金に処せられます。

《お願い・注意事項》

- ① 戸籍証明証等の郵送請求は本籍地のある役所に請求してください。
窓口で請求する場合は、戸籍(除籍・原戸籍)謄本に関しては、本人・配偶者・直系の人はお近くの市区町村(本籍地以外でも可)で請求ができるようになりました(広域交付)。
- ② 請求内容に誤りや記載漏れがあると交付できません。
- ③ どのような証明書が必要か、事前に必ず提出先にご確認ください。
- ④ 河南町では、戸籍電算化(コンピュータ化)により、平成16年3月20日付けで戸籍等を改製しています。現在の戸籍には、平成16年3月20日以前に婚姻・死亡等で当時の戸籍から除かれている人および解消された身分事項(離婚・養子離縁)等については記載されていません。請求の際には、必要となる事項を備考欄に記入してください。
- ⑤ 郵送の場合は、配達日数と役場での処理日数が必要になります(1週間程度)ので、日数に余裕をもって請求してください。
- ⑥ 本人、配偶者、直系の尊属卑属以外の人への請求については、プライバシー保護と基本的人権を尊重するため、委任状が必要です(戸籍法第10条)。なお、身分証明書を請求できるのはご本人のみです(委任は可)。

《送付先・問い合わせ先》

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

河南町役場 住民生活課 住民窓口係

TEL:0721-93-2500 (内線123)